

## 長島尉信筆写「藤森恭助呈書仕方書」

— 解題と翻刻 —

神 崎 直 美

## 〔解 題〕

本稿は、茨城県立歴史館が所蔵する長島照子家寄贈史料の「藤森恭助呈書仕方書」(史料番号二〇一)を翻刻するものである。「藤森恭助呈書仕方書」とは、当時土浦藩儒を勤めていた藤森恭助(後の天山、弘庵)が作成した藩政改革に関する数通の奉呈書の草案を、地方巧者の長島尉信が筆写して一書にまとめたものである。草案はいずれも、天保十三年(一八四二)に作成したものである。これらを長島が筆写した時期は、その注記(六月の奉呈書の文末)によると天保十四年(一八四三)五月と思われる。

藤森の藩政改革に関する上申書は、天保十四年に作成したものが、かつて望月茂氏の手により『亀城会会報』に翻刻されたことがある<sup>(1)</sup>。しかしながら、天保十三年の奉呈書については、その存在が確認さ

れたこと自体が新しく、未だその全文が活字化されていなかった。天保十三年の奉呈書からは、当時土浦藩が直面していた諸問題、およびそれらについて儒者藤森が何如に考えて、打開策を提案したのかということ、詳しく窺うことができる。まさしく、土浦藩政に関する好史料といえよう。そこで、この度、本稿で翻刻を試みることにした。

「藤森恭助呈書仕方書」という名称は、藤森の奉呈書を筆写した長島が、これを冊子としてまとめた際に、その表題として付したものである。さらに長島は、本文の冒頭に「藤森氏呈書草案写」と記してある。この名称は、長島が筆写した上申書とは、藤森が藩に提出したそのものではなく、藤森の手元に残っていた下書であったことを示している。史料の性格の一端を表わしているので、こちらの題名を本稿の題名として掲げるのが妥当かとも考えたが、「藤森恭助呈書仕方書」は表紙に記した題名であること、および史料の目

録である『つくは市長島家関係文書目録<sup>(2)</sup>』にこの名称を史料名としてあげているので、「藤森恭助呈書仕方書」という名称を、そのまま利用することにした。

この「藤森恭助呈書仕方書」については、かつて拙稿「土浦藩儒藤森恭助の藩政改革案―天保十三年の奉呈書を素材として―」で、その内容について検討したことがある。<sup>(3)</sup> 当論文の目的は、土浦藩が藩政改革に取り組んでいた最中である天保十三年当時に、藤森が藩政における解決策を、如何なる点に見いだしていたのかを、明らかにすることであった。その折に、天保十三年に作成した奉呈書の内容については、既に詳細に検討したので、本稿では「藤森恭助呈書仕方書」の構成について簡単にふれ、注目すべき諸点を指摘するにとどめたい。

「藤森恭助呈書仕方書」として、収録されている奉呈書は、四度にわたって作成されている。<sup>(4)</sup> いずれも、天保十三年（一八四二）であり、時期は「夏」「六月」「七月」「八月」と記している。「夏」に作成したと記す奉呈書は三点あり、「御勝手御取直し大意五ヶ条」「取直し仕様五ヶ条」「御家中御紀綱建方大意」という題名である。前者の二つは、財政再建策である。「御家中御紀綱建方大意」は、今後検討すべき課題の項目を、取り急ぎ列記して示したものである。六月の奉呈書は、前述した「御家中御紀綱建方大意」のなかに列記した検討を要する事項のなから、第二条の「諸役人之委任ヲ専ラニする事」と、第三条の「管察之権ヲ重くする事」について、述

べたものである。七月の奉呈書は「被相量ニ付認指出候」と冒頭に記してあり、藩士に対する儉約令である。八月の奉呈書は、徒罪の採用に関してであり、刑政改革策といえる。<sup>(5)</sup>

注目すべき点としては、奉呈書の本文以外の書き込み、引用文献、文体などについてふれておきたい。

まず、奉呈書の本文以外の書き込みについてである。「藤森恭助呈書仕方書」には、藤森が作成した奉呈書の本文としての記述の他に、所々に注記が見られる。注記は、本文と同様に墨色のものもあれば、朱筆や張紙で記したものもある。書き込みをした主体は、長島、さらに後世の人物によると思われるものが、ごくわずかながら確認できるが、長島の手によるものが主である。

例えば、「御勝手取直し大意五ヶ条」の文末（本稿179(8)頁）には、この奉呈書に関する長島の考えや、筆写した日時が記載してある。六月に作成した御家中の綱紀などに関する奉呈書の文末の書き込みは、最後尾に「天保十四癸卯年五月二日 長島尉信」とあり、長島が藤森の奉呈書を筆写した年代を示す貴重な記述である。

さらに、この六月の奉呈書の書き込みには、藤森が江戸勤番の折に、老衆の鈴木内匠から意見を請われて上申書をしたためたこと、さらに土浦に戻ってからも再び意見を求められ、とりあえず草稿としての上申書を提出したことなど、奉呈書を作成する経緯が記してある。経緯に関しては、長島が藤森から聞いたことであり、奉呈書の本文だけでは、窺うことができない事実である。

この他にも、六月の奉呈書には興味深い書き込みが見られる。それは、藤森が自ら上申した案に対する思いを窺うことができる記載である。それは、「竊云、此書付（筆者注：奉呈書本文のこと）之趣不被相行候て、外ニ仕法ハあるましく、是ヲ不行ハ遺憾と可申也」（本稿171(6)頁）という朱筆である。

密かに話した人物とは、奉呈書の作成者である藤森に他ならない。藤森は、長島にこの奉呈書の草稿を見せた折に、自分の思いをうちあげたのであろう。この藤森の奉呈書は、「是ヲ不行ハ、遺憾と可申也」とあることから、実際には採用されなかったようである。藤森は、それを残念に思っていたのであろう。その気持ちを公に示すことは、藩首脳陣に対する批判になるので、はばかりがある。しかしながら、藤森はその無念な気持ちを、長島には密かにうちあけていたのである。

次に、引用文献についてである。引用した書物は、『詩経』『易経』『論語』『書経』『周礼』などである。中国の古典であるこれらの書物は、当時の人々、しかも知識層にとっては、共通認識の一つであった。藤森は中国古典の記述を、理由づけとして用いているのである。これらの引用を具体的に盛り込むことにより、奉呈書が提案する事項の妥当性を示す効果が期待できるからである。

それぞれの奉呈書の引用部分を示しておこう。「御勝手御取直し大意五ヶ條」は、『詩経』『易経』『論語』を引用している。まず、第四条の「詩経ニ如彼築室于道謀是用不潰于成と申て」（本稿180(7)

頁）は、『詩経』の小雅節南山「小旻」第四章の「如彼築室于道謀是用不潰于成」を引用している<sup>(6)</sup>。

第五条には、「上計富候ても、下ニ及困窮、士道を失ひ候て八国の富と申てハ無之候間、下ヲつめ上を増候義、易経にも戒め有之」（本稿180(7)頁）と、『易経』の言葉を直接原文を引用するのではなく、解釈して示している。この部分は、『易経』の卷十二下経、益の「益、損上益下、民説無疆、自上下下、其道大光」という箇所を意識したものであろう<sup>(7)</sup>。「易経」の当該部分は、上に立つ者が己のものを減らして、人民に与えれば、人民はたいへん喜ぶものであり、上から下の者へ与えるようにすることは、すばらしい政道である、という意味である<sup>(8)</sup>。

なお、第五条には右に続いて、「孔子も、百姓足、則君誰與不足」（本稿180(7)頁）という文章がある。これは、『論語』の顔淵第十二の「百姓足、君孰與不足」を引用したものである<sup>(9)</sup>。

六月の奉呈書の「諸役人之委任ヲ専ラニする事」は、「書経ニ、敷奏以言、明試以功、三載考績、三考陟幽明」（本稿174(3)頁）とある。これは、『書経』卷一、虞書舜典の「敷奏以言、明試以功」と、その少し後に記してある「三載考績、三考陟幽明」を引用している<sup>(10)</sup>。

八月の奉呈書は、前半に大部な引用がある。引用は四箇所、いずれも『周礼』からである。そのうち二箇所は、文書そのものを引用し、さらに解説を施している。一方、他の二箇所は、原文は引用

せずに、解釈した文章だけを記している。なお、この八月の奉呈書の引用については、既に拙稿で指摘したことがあるので、本稿では、以下で簡単に示しておく。

当奉呈書は、徒罪の採用を提言したものであり、周の徒罪を例示した部分で『周礼』を用いている。周の徒罪として、圜土と嘉石について引用した部分（本稿166②頁、165②頁）は、『周礼』の秋官の大司寇から、圜土と嘉石の箇所を引用したのであり、それに続けて説明も加えている<sup>(12)</sup>。

解釈した文章のみ示した部分は、「但、右何事も申付候時ハ、(中略)黒キ頭巾様之ものヲ被セ、人足ニ遣ひ申候、上罪ハ三年、中ハ貳年、下ハ壹年ニしてゆるし候」(本稿165②頁)である。これは秋官の司圜の、「司圜。掌收教罷民。凡害人者、弗使冠飾而加明刑焉。任之以事而收教之。能改者、上罪三年而舍。中罪二年而舍。下罪一年而舍。其不能改而出圜土者、殺。雖出、三年不齒。弗使冠飾者著墨幘」を解釈したものである<sup>(13)</sup>。さらに、奉呈書の「尤婦人ハ、春稿とて上の稲の干かひしを為致候」(本稿165②頁)は、秋官の司厲の「女子入干春藁」を説明したのである<sup>(14)</sup>。

最後に文体である。この奉呈書は、平易な文体を用いたことが、特徴である。文体は、平仮名や片仮名も交えた書き下し文である。通常、正式な漢文を使い慣れている儒者が書き手でありながら、このような文体をとったということは、読み手に配慮したものと思われる。しかも、内容には、分かり易い例えを用いている。以上が、

「藤森恭助呈書仕方書」について、注目すべき諸点である。

なお、翻刻に際しては、原史料の体裁を忠実に再現することを基本としたが、便宜的に改めた部分がある。それは、七月と八月の奉呈書の条文記載である。原史料では、各条文をそれぞれ改行することなく、行の途中であっても、新たな条文を続けて記載していた。

このような表記は、草案だからこそなのか、それとも長島が自分の手控えとして筆写したものであるため、形式にこだわらずに条文を続けてしまったのか、その点は不明である。それにしても、原文のままでは見づらく感じた。そこで、翻刻に際しては、各条の冒頭を全て行頭に揃えることにした。

個性豊かな長島の文字は、流麗な御家流の書体とは異なり、解読しづらい部分がいくつか存した。かつて、拙稿で部分的に引用した折に、解読不能であった部分や誤読については、今回、当該部分を訂正した<sup>(15)</sup>。未だ、解読不能の部分も若干残ったが、ここに提示する次第である。

#### 注

- (1) 望月茂「藤森天山対問」(『亀城会報』第十二号、十九、二十六頁、昭和十一年)に、天保十四年の奉呈書の翻刻が掲載されている。
- (2) 茨城県立歴史館「史料目録二六、六二頁、平成二年。
- (3) 『社会文化史学』第四十号、平成十一年。
- (4) 「藤森恭助呈書仕方書」の構成については、注(3)の拙稿の五八、六〇頁で紹介したので、本稿では翻刻史料を見るにあまり必要な程度だけ、簡単にふれるにとどめた。

- (5) 八月の奉呈書については、拙稿「土浦藩の徒罪」(近世日本の法と刑罰)巖南堂書店、平成十年)一〇四〜一七頁で、説明している。
- (6) 『詩経』下(漢詩大系第二巻、集英社、昭和四十三年)一六一頁。
- (7) 『易経』は、『周易』とも称す。『周易』(漢文大系第十六巻、富山房、増補版、昭和五十一年)十五頁。
- (8) 『易経』の当該部分の説明については、『易経』下(全釈漢文大系第十巻、集英社、昭和四十九年)四二〜三頁を参考にした。
- (9) 『大学説・中庸説・論語集説・孟子定本』(漢文大系第一巻、富山房、増補版、昭和四十七年)三十六頁。
- (10) 『書経』は『尚書』とも称す。『毛詩・尚書』(漢文大系第十二巻、富山房、増補版、昭和五十年)十五頁、二十三頁。
- (11) 注(5)の拙著、一〇五〜八頁。
- (12) 長澤規矩也編『和刻本経書集成』第六輯(古注之部第二)汲古書院、昭和五十一年、一八四〜五頁。
- (13) (14) 右同書、一八六頁。
- (15) かつて、拙稿で部分的に引用した部分とは、八月の奉呈書のなかの藤森の徒罪案である。これについては、注(5)の拙著の一〜二頁から一〜四頁にかけてふれている。旧稿の訂正部分は、同書の一〜二頁の第六条の「相尋」を正しくは「相断」、一〜三頁の第十七条の「期日」は「朔日」、一〜四頁の第十九条の「□ヲ仕候」は「癖ヲ付候」である。

### 〔翻 刻〕

#### 凡 例

- 一 ここに翻刻する史料は、茨城県立歴史館が所蔵する長島照子家寄贈史料の「藤森恭助呈書仕方書」(史料番号二〇一)である。
- 一 当史料の形態は、縦二・四種、横一五・八種の冊子である。表紙は洪引きの料紙で、墨付四十三丁である。
- 一 翻刻にあたっては、原文に読点・並列点を施した。
- 一 朱筆および張紙の部分は、「」で示し、その旨を注記

した。

一 脱字・誤字・補足など、翻刻者が補った文字は、すべて「」をもって示した。

一 解読不能な文字は、□で示した。

〔表紙題箋〕

〔天保十三年〕

藤森恭助呈書仕方書

藤森氏呈書草案写

一天保十三年夏、江戸寓居中、御勝手向御改革被成度由にて存寄認指出候様被申聞、指出し候書付、左之通

今度御勝手向必至と御差支之趣ニ付、御建直し、且御家中御取締被成方之義御尋ニ付、愚管之荒増左ニ相認候御勝手御取直し大意五ヶ條

○第一 末より直し候訳之事

一 御勝手向御差支ニ相成候「根本ハ、御家政御紀綱不相立ニより起り候間、御紀綱御取締之方先ニ可有之候」處、醫師の人ヲ治療仕候ニ、標本と申事有之、標とハ末にて、本の病を除き候へハ、末ハ自ら除くへき道理にて候へ共、末之方餘り盛りにてハ、本を除る迄病人堪兼候間、先其末を治療致し、少し相弛ミ候上にて、本の治療ニかゝり候由、此道理至極尤ニ御座候、されハ御勝手向御差支、必至ニ及候てハ、末の盛なる病の如ニ御座候間、先其御勝手向少く御取直不被成候てハ、何事も不参候間、先御勝手向御取直之方今申述候、乍然、「実之御取直ハ御紀綱相立候上ならてハ

參不申候、是ハ先其急ヲ救ひ紀綱ヲ立候基ニ致候迄之取直方ニ御座候

○第二 覚悟を極むへき事

「<sup>〔宋筆〕</sup>萬事覚悟を極る事肝要ニ御座候」、覚悟を極ると申ハ必至ニ成て、心を勇猛ニ構へ、たとへ進て死するとも、退て生る事ハせましと思ひ込事ニ御座候、御勝手向是迄御不如意ニ相成候訳ハ、浮費多きニより、浮費多きハ上下共諸事仕好き故、私欲をする心ニハ無之ても、夫を省き候と傍輩中へも何か氣之毒ニ思ひ、優遊<sup>〔柔〕</sup>不断ニ相成候、乍然大破之後を受大事ヲ建直し候ニハ、浮費を省き候のミならず、定式ニて止へからざる様ニ見ゆる事たり共、軽重を量、輕き方ハ省略致候様ニ無之候てハ不參候、左様致候へハ、上下共不勝手ヲ忍び不申候てハ不相成、又心を不用見渡シ候へハ、格別之費ハ無之様ニ見へ候ても、輕き方をハたとひ不可止事ニても省き候積ニ相成候へハ、随分むた成處も有之ものニ御座候間、「<sup>〔宋筆〕</sup>姑息の情ヲ断、俗論を却遣、見業外聞ヲ厭ハす、実の恥を恥として、所謂大国の間ニはさまり、加之以師旅因之以飢饉といふ時の如く、死地ニ陥て一條の生路ヲ求る心持ニて、決然と一凶ニ掛ルへし」、此心少ニてもゆるみ有之時ハ、俗論ニさえ被究踟躕、猶豫致事ハ行れ不申候、一家中を人の一身ニ譬て申候へハ、君相ハ其心ニて、諸士ハ其手足の如く、心はり込候へハ、手足ハ自然と懦弱ニ不相成候と手足の懦弱はいまた心のはりこみ不足故也、されハ<sup>〔宋筆〕</sup>「一家中一致ニ取直方心持ニ不相成ハ、君相の心のはりこみ薄キ」也と

知りて、弥心を勇猛ニ用ひらるへき事ニて候

○第三 人を使ひ可申事

一壺国壺藩の広キを、一人・式人にて取締可申と被存候ハ心得違ニて、中々夫ニて手の届キ候ものニハ無之哉、乍然、人材なきと申ハ天下の恒言ニてハ候へ共、是ハ人の使ひ様ヲ不案内之もの、申事ニて御座候、「<sup>〔宋筆〕</sup>いつれの時ニても人ニかわりハ無之、古人も申如く、興国の能臣ハ亡国の不能臣ニて、代のかわりめニ出て働キ候人ハ、皆元の亡ふる国ニて、人材なきと申せし中ニ有候人也と申事ニ御座候、都て」人と申ものハ、誰ニてもはり込踏込候へハ、其人相応の役ニハ立ものニ御座候、「<sup>〔宋筆〕</sup>役ニ立ぬハはり込不申故ニ御座候」、夫はり込七候ニハ、前ニも申候通、君相分先はり込、其上ニて事を簡易にし、「<sup>〔宋筆〕</sup>功名の門を開キ候ニ有之候」、扱又功名之門ヲ開くと申ハ、人々をして上の為ニ手柄ヲ立候氣ニ成らせ候事ニ御座候、人々をして上之為ニ手柄ヲ立て候氣ニならせ候ハ、「<sup>〔宋筆〕</sup>事を簡易にして其人ニ任するニ有之候」、我朝の兵、天永の頃、外国分一旦の所ハ強く候ひし故ハ、外国ハ節制ヲ貴ひ候より其弊出て、色々<sup>〔宋筆〕</sup>「法ニ拘り、存分の働キ出来兼」、我兵ハ人々節義功名ヲ競ハセ、「<sup>〔宋筆〕</sup>自分ノ働ヲ自由ニさせ候故ニ御座候」、始終之所ハ節制無之てハ紀律も立不申候へ共、必死之戰場ニ臨候て目覚ましく働被申候、芝居ヲ取戻し候ニハ功名の門ヲ開クニ先々ハ無之候、其仕方ハ、下ニ認候、乍然、是ハ人之使ひ方ヲ申ニて事ヲ相定候ニハ、初分<sup>〔宋筆〕</sup>「節制無之てハ、人々之働キ方ニ目当無之候



間、「事之節制も不相立被申義ニハ無之間爰の趣意間違不申様、御読取可被下候、人材ヲ縛らせぬ為ニ申述候事ニ御座候

○第四 見込不相立、徒ニ俗論ニ迷ひ候病之事

一諸事御見込不相立、徒ニ人々得手勝手ニてあれハ、こちらにて不承知、これハこちらにて不承知と御懸念計にて埒明キ不申ハ、当所之通患ニ御座候、詩経ニ如彼築室于道謀是用不潰于成と申て、道のはたへ家作を仕候ニ、自分之見込ハ無之、往来之人へ相談仕候へハ、一人ハ北向可宜と申、老人ハ南へ向可然と申、又老人ハ二階作りニ無之てハ不相成と申、又老人ハ平ら家ニ無之てハ不宜と申様ニて、其度ニ迷ヒ仕かへ候てハ、一生かゝり候ても家ハ出来ぬと也、「其迷ひの起りハ、軽重の道理明らかならざるニ有之候」、若道理さへ明らかならハ、諸事御取縮出来候てハ情弱、或ハ得手勝手者ニハ迷惑ニ付、色々申候ても軽重を考御決断被成候へハ宜候、「如此致候へハ、参ると申見込も無之、彼是難題申候ハ、訳も無之事ニ候間、御用無之て宜御座候」、乍然言路ヲ塞キ候てハ不宜候間、咎るニハ及不申候、此方の志ヲ撓められぬ様ニ可被成候

○第五 上下共ニ富すへき心懸肝要之事

一君臣の間は親子の如く、子の難義ハ如何様ニもあれ、我方やすかれと申人情ハ無之事ニ候、我身ハつめても子ニハ不自由をさせまじと存候か人の恒心ニ御座候、上々下を被思召候もかくありたき義ニ御座候、都て君臣の間ハ、上々ハ可愛やいたハしやの誠を尽

し候へハ、下々も難有や、忝やと存候て、誠を尽候様相成候、君視臣如手足、則臣視君如腹心と申も、此處ニ御座候間、先上々尽ニ有之候、乍然、子たるもの親の心配も不弁、奢ち候て及困窮候も、姑息の愛ニ溺レ打捨置候を、「ハ」〔宋筆〕却て親の不心得ニて候間、下ニ不及困窮候様御仕方肝要ニ御座候其世話のしかたハ御、家中紀綱の条ニ認候、され共何程親の心ニ不自由をさせましと存候ても、一鉢我家の身上不勝手ニて

必至と差支候ニ及候てハ、不得止事候間、先自分成丈省略致し、子供へもよく申含、一年ニ式度着せ候衣も取直候迄ハ忝度ニいたし、忝度添物拵候も、忝度ニ致可申義ニ御座候、乍然、当御藩中御擬之義、前々々格別之御引ケも強く御座候者ニ承及申候、是ハ大概分限有之ものニて、「分限」〔宋筆〕はつれ候てハ、士道行れ不申候間、愚按ニハ最早式つの着物を忝つニ致し、忝度の添物ヲ忝度ニ致候處へハ参り居候と被存候」、諸御合力迄も御省略被成候事ニ御座候間、新規御引ケ被 仰付と申思召も無御扱義ニハ可有之候へ共、上計富候ても 下ニ及困窮、士道を失ひ候てハ国の富と申ニてハ無之候間、下ヲつめ上を増候義、易経にも戒め有之、孔子も、百姓足、則君誰與不足と被仰候へハ、可成丈不好事ニ御座候、「上下」〔宋筆〕一致ニ浮費を省き候方第一と被存候、新規引ケ等被 仰出候ハ、上下不一致之基ニ相成、諸向取しまるへき處も縮らぬ様ニ可相成候」、夫共万一凶年等ニて格別御收納高御不足之節ハ、其御割合ヲ以御引被成候ても、御道理ニ御座候間、此義能々御勘弁ものニ御座候、最早中々一統暮し方有餘あると申義ニハ無之様見

請申候、此上御引被成候へハ、皆々自分暮方ニ当惑仕、土道行れ不申のミならず、上之御為ニ工夫を仕、取締候心も薄く可相成候ハ、<sup>〔宋筆〕</sup>却て上之御損と被存候」

五月二日、朝五ツ分<sup>三ツ分</sup>四ツ打付迄、是迄写之奉存

但、愚考ニハ御引ケ不被仰出のミならず、<sup>〔宋筆〕</sup>是迄御貸金不殘御年限中御引ケ無之共、又々御流れニ被成候共被成候て、御省略中吉凶之外ハ、御貸金不被成候方可然奉存候、御貸金有之候てハ、御引ケ被仰出候ても、不足ハ拜借仕候間、用候事ニ御座候」

取直し仕様五ヶ條

○第一 有米過キ之事

有米過と申ハ、譬御本高ハ何萬石ニもいたせ、御收納のよきあしきハ今更論しても無詮次第故、先一切不相構、<sup>〔ヒタスラ〕</sup>只管ニ唯今之取り高廿年も平均致し<sup>〔宋筆〕</sup>、<sup>〔三十年の通を考て、国用ヲ制スルハ古法ニ候へ共、大概ハ廿年ニて宜、〕</sup>米金共積り立何萬俵何万両と致し、不作之年も有之ものゆへ、<sup>〔宋筆〕</sup>右之中を何分下ケ、壹年之御收納高何程と御積、公務并御隠居様御仕向ケ等延び引不相成分、何程と除キ、<sup>〔宋筆〕</sup>其餘ヲ以御暮シハ不申、及御借<sup>〔ヒタスラ〕</sup>財方御家中御扶助、其他無御抱御付届、御普請等迄も、不殘割付、少々御優餘有之、<sup>〔宋筆〕</sup>不時之御備も有之様ニ御割合被成候事ニ御座候、御收納御不足故迎も、足り申間敷申族も可有之候へ共、御大名様方之御身上と申ものハ、町人杯と違ひ、御領地御取上被成候外之入方ハ無之

筈之ものニ御座候間、如何様ニても<sup>〔宋筆〕</sup>其俵ニて御済被成候外ニ、凌方ハ無之ものニて御座候間、其思召ニて御仕方御立、夫たけニて為済候外ニ術ハ無之事ニ候、都て不足之處ハ、<sup>〔宋筆〕</sup>借て遣ひ候存寄ニてハ、金子工面分先ニ致候てハ、<sup>〔宋筆〕</sup>法ハ不相立ものニ御座候、猶下之出すの則のヶ條ニ相認候

但、当年分直ニ有米過ニ可被成思召候ハ、嚴敷御仕方相立候上、得と町人共へも御談、当年御收納迄之處、何程ニても御借入、此金子三ヶ年位之割合ニて無相違候、返却之積ニ御暮方御惣計之内へ積込置、信ヲ御失ひ不被成候様有之度候、其上ハ、決て御借入無之積ニて如何之義有之候共、当秋御收納ニて本年御暮方御済セ可然被存候、<sup>〔宋筆〕</sup>常々町人之ふところ計を御当ニ被成候ハ、甚敷御恥辱と被存候、決て借ぬ積ニても、唯不時之御手伝、其外大造成御物入有之か、又ハ意外之凶作ニて<sup>〔宋筆〕</sup>下ニ御救の為とか申様成節ハ、身ヲ屈し候ハ無抱義ニ御座候へ共、平常不顧恥辱候ハ、餘リ士氣も無之と申ものニ御座候、又一法ハ、年々<sup>〔宋筆〕</sup>御收納高相定り候處ニて、公辺へ懸り、其外動キ無之御定式之分相除キ、外ハ御合力御扶助御暮方迄、来年御入用へ割符、年々高下ヲ付候ても宜敷御座候、是ハ年々上下ヲ以、国用ヲ制すると申法ニ御座候

○第二 浮費を省く事

一人を量りて出すを制すと申ハ、誰も知りたる事なれ共、かく持崩處ハ、先むたの物人名もなく費ゆる處を塞かされハ、出すの則ハ



制し難く候、一通見渡し候處にてハ、むたハ無之筈なれ共、能く穿鑿仕候へハ、あるもの也、都て致さねハ不相成義ハ格別、如何様成候ても、格別得失無之分ハ浮費ニ御座候、表向名目ニ不相立内にて費ゆるハ浮費ニ御座候、其浮費をはぶくニハ、「第一遊情を除キ候ニ有之候」、扱遊情とハ、俗にいふなまけ也、其遊情ニ品く有て、「君の遊情あり、役人一藩の遊情有、政事之上の遊情有、君之遊情と申ハ、かく必至ニ及候ても、猶少々の外見等ニ御か、ハリ、格別ニ御省略ニ可相成筋ヲも御扣、前条ニも申候通、御勇猛ニ御覚悟ヲ御極被成候義ヲ御猶豫被成候義ニ御座候」、役人之遊情と申ハ、上え可申事も遠慮致し、下を可取締事も「氣之毒ニ思ひ」乍、心付も「わるくいハれぬ工面を致し、免角身逃の手段計ニ過行、或見栄をつくり、実之恥辱ヲ忘れ候義ニ御座候」、一藩の遊情と申ハ、免角自分之身勝手ヲ申、「累代の国恩ハ不及申、平日妻子迄も銭定ヲ免かれ居候、恵ヲも打忘れ、君命ニハ水火も逃るへからさる義理ヲも打捨、上之御為と申處へ一致いたさず、た」とひ要路ニ不居共、力を同しうして其勤方々にて浮費ヲ相省き、勝手取え心入薄く、優くと日ヲ送り、何そと申セハ得手勝手ノミ申候ニ有之候、政事之肝要ハ、賞罰ニ有之候、「賞罰の権ハ速成ニ有之候處、賞するものも罰するものも及延引、上之御威光ぬけ候ハ、政事之遊情ニ御座候」、賞罰ぬけ御威光うす候訳ハ、先達て之候間、此四遊情之氣ヲ除キ候ニハ、君并御「役人ハ、前條之覚悟ヲ極候説ヲ御会得有之、少く見栄惡敷之何のと申位は、恥之少成

ものにて、末ニ極」候御差支ニ及ひ、諸方不義理ニ相成、武備も相欠、大名の体ヲ失ひ候てハ「恥之大成ものにて、人ヲ倒し果ハ御領分迄も困窮ニ及ハセ」、徒ニ身ヲかさり候てハ、決て見栄ニハ不相成と、能く御考させ、足輕迄も、上下一致ニ取締、御上え功ヲ立て、御恩ヲ報ひ可申と取込候様、御仕ため御大事ニ御座候、「其仕ため方と申もの、都て御用ニ有之候間、是を取計候人之機転ニ有之候間、書」付ニハ難仕ものニ御座候、先愚慮之大略左ニ相認候

一総て之仰出ハ、誠意下へ感慮致候處、大切ニ御座候間、先御家中不殘御呼出、御直ニ御懇ニ可被仰含、

凶年「以来、何々之ヶ条にて物入打続、「其上」積年借財多ニ相成、「此節」及候てハ勝手向必至ニ差支、是迄迎も」過分ニ借米「等」申付、家中之面々「も」唯「々」難義「二」可有之「候へ共、差支も無之精勤致」呉、満足御座候、「乍去」免角取置兼「必至ニ及候次第候へハ」、此通ニ過行候「へハ、末々ハ」家中「扶助ハ不及申」、武備も相欠、公務「三」迄も自然「差支家之興廢ニ」も「預り」候様可相成と令心配候、是迄銘々如才有之「義ニハ無之候」へ共、「猶更」格別之省略取締「申付候ニ付」、惣括之義ハ何之誰へ「申付置」、我等存意之趣「も」委細申含置候、「乍然」格外ニ取締之義ハ、一致ニ無之候てハ、行届兼候間、無伏臘「同」人え申談、「国家之為ニ相成候様願入候、少く之」見栄等ニ「拘候義ハ、決て不入事ニ候間、実之

恥辱ヲ取不申候様、銘々心懸〔抹消〕之義肝要ニ存候」

右筆ニ任セ相認候間、甚不文言ニ御座候、追て助正可仕候、

被〔張紙〕仰出之草案〔宋筆〕拙考如何試ニ候へ共、存付候間、認置、多

年物入打継、借財相高ミ、家中共へ過分之貸り上申付、皆之もの困

窮察入して、一同取継、其段ハ致満足候、扱家政之義、此假打過候

ハ、遂ニ家中俱ニ武備相欠、公務ニ差支、家之興廢ニ可及、是迄

ハ我等遊惰〔御家制〕相怠候〔改革〕依之此度格別之省略ヲ以、改革惣括、何之誰

へ我等存意之趣申含候、各々も為筋無伏臆、同人へ申談、此上相俱

ニ世上之見栄ニ不相抱、萬事取直し相頼

「本文アマリ丁察し過條様存候間、藤森氏へ今一案可然旨申候、同

人諾如何直ニ候哉」

一其後、掛リ之衆分一役一勤ツ、御呼出、尤表御番方たり共、不洩

様可被仰聞候、廻状等ニて御廻し被成候様ニてハ、決テ参り不申

候得と、実意之届候様ニ懇ニ被仰含可然被存候、都て実意届不申

候てハ、同時ニても参兼るものニ御座候、被仰含大略左之通、

此度、上ニも難有思召ヲ以、御手元ハ不及申、諸事御取締被遊

候ニ付、恐悦、銘々一年切ニ御取締工夫被仕候様被仰出、拙者

惣括之命ヲ蒙リ候ニ付てハ、短才ニハ候へ共、又々尽微力、御

為第一ニ工夫ヲ致し、思召相立候様致度候、各方ニも平生無御

如才御為筋之義諫略ハ有之間敷義候へ共、先刻も御意之通、

格外之御取締被仰付候ニハ、一時之御外聞等ニ不相拘〔宋筆〕、

上之御恥辱ニ不相成候様ニとの義、深く被奉思察、御自分

々々之勤場所ハ、各御案内之義ニ候間、御省略相成候義ヲ心付、

次第ケ様々々ニ致候ハ、御為ニ可相成趣鎖細之事迄も、書付ニ

被致、来ル幾日迄ニ拙者方迄被為思候様致度候、尤、心付之義

書出候義ハ、一己之存寄付次第ニて、同役たり共申談ニハ不及

事ニ候、其上ニて相同取捨取極、御差図可申候、若心付無之面

々ハ、是又無之趣可被差出候

文言ハ跡ニて助正可仕候

右之通、為書出候上取捨可然、且右之通〔宋筆〕銘々了簡為書出候義、其

説用ニ立不立ニハ不構銘々心入才氣ヲ見候為ニて、夫故外ニも御工

夫被成候上、其人々々御任セ御覽被成候て、主意之役ニ立と不立ニ

て御賞罰有之、〔宋筆〕猶又其勤次第ニて、直ニ其職永く被仰付候共、又

ハ御引替被成候共被成候へハ、人心自ら功名ヲ競候様可相成候、

左様候へハ、〔宋筆〕人材モ日々出可申候、此上ハ浮費も自ら省ケ候様可

相成候、乍然民ヲ司候役人等之〔宋筆〕功名ヲ競ひ候處分終ニ刻薄ニ相成

候ものニ御座候間、此處ヲ惣括候衆、能く御心付、浮〔宋筆〕費ニ無之様、

「取斂ハ不致候様御」取締肝要ニ御座候、唯目前之利計ヲ御喜被成

候へハ、〔宋筆〕下ハ自ら絞リ候風ニ可相成候、其訳ハ、下之民政之ケ々

ニ可相認候

○第三 浮費之事

一是ハ別紙ニケ条書ヲ以可相認

○第四 金主方之事

一御借財之義、是迄御借入御用も無滞相弃候事故、御不義理不相成

候様仕度義ニ御座候、武家之御蔭ヲ以渡世可仕町人ヲ、却て御倒し被成候てハ、武家之御名折、無此上義ニ存候、増て公辺并兩山金子等之義ハ、訳合有之、御延引相成兼候御場所ニ御座候へ共、此俟行候御誥リニ相成候てハ、自然御倒し御延引ニも相成候勢ニ御座候間、是非御取扱方御手段無之候てハ難相成候、乍然此度たとひ敵敷御省略御用被成候ても、是迄迎も餘程御手誥之義ニ御座候間、其様ニ格別之御有餘ハ出来申間敷候ニ付、借財方唯今之通ニてハ、利息ニも引足候不申、中々元金御不義理ニ不相成候様、御返金と申杯は思ひも不寄事ニ候間、先方へも得と御実意ヲ以御掛合、「御旧借ハ都て年賦等ニ被仰談」、其上御返済之義、「御暮方御割合之内へ御差出」、連々御返金可然奉存候

○第五 出すの則ヲ制する事

一右之四ヶ条御きまり付不申候てハ、年々出方御定被成候方出来兼候、右きまり候ハ、出方御割合肝要ニ御座候、扱其被成方ハ、前々相認候「有米過之方ニ御座候、当年御收納高何程ハ、米金ヲ以来年御入用へ割符何御入用何程ニて大概差見候、臨時御入用何程江戸表御番所、其外御火消之類ニて一番御掛リ多キ方御覚悟ニて何程、其外御有餘何程と御積リ立」、御有餘之分「初年ハ三分一ヲ不時之御手当ニ御残し」、三分二を拝借相止候は、御家中ニて勤道具ニも差支候面々出来可仕候間、右様差見へ無抛分へ御手当少くツ、被下、不時御入用無之候ハ、其分唯今ハ御收納迄御取続ニ御借入ニ相成候、金主方え御振向ケ、来年ハ御家中御手当御入

用無之候間、暮迄御見合、其年不時御手当残り之分ハ、不残御返濟方へ御廻し、其他ニ御不足有之候ハ、御年限中ハ御有切と仕候様被仰付可仕候

但、御旧借御入金之義、右之通計ニてハ、急ニ埒明キ不申様御聞候へ共、是迄追々御増ニ相成候處へ比し候へハ、随分御手段付と申ものニ可有之、右之外ニも追々御濟方ニハ御手段も可有之候へ共、「是は確と仕組し上ならてハ申兼候、尤俄ニ御返済之工夫仕候てハ、是非御無理出来候間、年長ニ被成候御積ニて可然候、若外仕組之義出来候ハ、随分さつくと片付可申候右之通ニて御勝手向御取直し出来仕候ても、「御家中御紀綱立不申候てハ、御永久之御暮被申ニハ無御座、其上ニ御家中御紀綱相立不申候てハ、下々迄も身上建候備出来兼申候、下々身上建直不申候てハ、御法も行れ不申候間、此」次ニ御家中之御紀綱之義相認候

御家中御紀綱建方大意

- 第一 御家中諸事相崩、及困窮根本之事
- 第二 諸役人之委任ヲ専らニすへき事
- 第三 監察之権ヲ重くする事
- 第四 百姓取扱役人之事
- 附、百姓取扱方心得之事
- 第五 御家中分限制之事

附、諸役人・諸士共、在勤人数定、役高・役料定之事、并足し  
高之事、手明士之事、引ヶ高之事、足軽之事

○第六 屋敷割之事

附、手明キ士在宅之事

○第七 江戸大概勤番たるへき事

○第八 五禮制度之事

○第九 文武之事

右書付ハ、江戸中目録相立、追々相認懸候處急ニ差出候様申聞ニ付、御家中紀綱之方間ニ合兼申候間、是ハ目録計ニて、先御勝手方取締書草稿之俛ニて差出

〔宋筆〕  
〔三番め〕

一寅年六月末、俄ニ御在所表御用有之間、罷帰候様沙汰ニ付罷帰候處、内匠殿ニも被相下、先達て差出候書付之跡、御家中紀綱之ヶ条相認、両三日中差出候様被申聞候へ共、其後帰り等ニて取込、未相認候間及断候處、先簡要之ヶ条計取、つまみ認候様被申聞候ニ付、目録之内式ヶ條即日草稿致し、明日差出候、甚取急疎漏〔謙〕ニ候間、追て認直可申候、下書左之通

御家中御紀綱之ヶ条之内、簡要之義、先相認差出候様御沙汰ニ付、取つまみ相認候、追て刪正可仕候

一御家中御紀綱被申第一ハ、「諸役人之委任ヲ専ラニすると」、御

〔宋筆〕  
「目付之権ヲ重くするの兩條ニ御座候」、扱諸役人之委任を専ラニ

すると申ハ、御番頭始郡奉行・町奉行・御物頭・御中小姓・御徒士之支配等之頭立候役々、萬事其手へ御任セ可有之と申義ニ御座候、先御番頭へハ御馬廻之士御任セ、銘々ニ組支配ヲ相分ヶ、風義其外文武之世話等一手切ニ引受、不面立義ハ自分ニて存寄ニて申聞等致し、勤向之義成丈ヶ事ヲ簡易ニ致し、同役申談、御老衆へ相達候義も手数不相掛、組下之世話專ニ致候義出来候様御定置、御目付方ニて其配下、風義宜敷、文武出精致もの有之哉、御奉公向大切ニ心懸候哉取調、御老衆へ申立、御賞罰有之、其配下之御賞美ニ致候もの多く出来候ハ、支配も御褒美ニ預り勤功ニ相成、若是ニ反し候もの御咎被仰付可然候

但、諸願・諸届等直様不取計候て不相成分ハ、直様取計可申、其他ハ取集取計置、月々御届申候ても不苦と申様ニ成、又「手数ヲ省き候義肝要ニ御座候」、○配下へ賞詞等自分申達候義勝手次第、且配下之もの誰ヶ風義宜敷、文武出精御奉公太切ニ致候趣書上候義も勝手次第、乍然御賞格之義ハ、上へ御任セ申置、ヶ様ニて被仰付被下候様申立候義ハ「不相成事ニ極置、上之権ヲ犯候弊ヲ御防キ可然候」、左様無之てハ、中ニ心得違、私恩ヲ売候もの猥ニ自分配下計立身させたかり候もの出来困り可申候、配下之人ヶ風俗善悪・文武勤怠等ハ、御目付方ニて取調申立候様ニ仕、双方申立を御老衆ニて御判断、勤賞黙涉可被仰付候

○支配之類、世話行届不届ニて御咎之次第、軽重御定格御立可

然候

郡奉行ハ、是迄逆も一年切ニ御分ち、郷中御預之義至極御良法と奉  
存候、乍然、仕癖ニて箸之転ひ候事も同役申談、御老衆御差図ヲ受  
不申候てハ、人ヲ縛りとるも不相成様ニてハ、一年切ニ御任セ被成  
候甲斐ハ無之候、大事之可相同分ハ勿論ニ候へ共、「小事又ハ差懸  
り候義等ハ、独断差図相成候様被 仰付、自分配下之分取縮、其外  
凶荒手当等之義ハ、一手切存分ニ取計」、月々取計候ヶ条書付ニて  
差出、同役へも廻達有之位ニて相濟候位ニ簡易ニ有之度候、都て本  
は簡易ニ無之候てハ、役人閑暇ニ相成兼候、役人閑暇ニ無之候てハ、  
よき工夫仕候隙も無之、唯無用之義ニ計追ハれ仕廻、「小取廻之も  
の計勝利ニ相成、実才ハ頭れ不申候」事ヲ簡易ニ仕候ニハ、「委任ヲ  
専ラニシ、成丈手数不相懸様上ハ被成遣ニ可有之候」、右之通ニてハ、  
私を仕候かと御案被成候ハ、御目付筋ハ郷目付御差出置取調、壹  
ヶ年積り候上ニて、取計方之上中下ヲ御分チ、御賞罰御老衆ニて御  
取縮可然候百姓取扱方心得等之義ハ、  
追て別ヶ条ニ相認可申候

町奉行ハ、壹町之事故、支配所御分被成可被之候ハ、月番之節、  
小事ハ手切ニ世話致させ可然候、取調方同断、

再按、町人と申候ても、当所杯ハ皆百姓之事ニ御座候間、「町奉  
行相除き郡奉行へ御合セ被成候ても、事済可申候、郡奉行も右之  
通簡易ニ被成候ハ、両郷位ニても元々役別ニ被成候間ニ合可申  
と被存候、御代官も相除き、直ニ郡奉行取扱ニいたし、下役七・  
八人ツ、御附被成候ても、間ニ合可申候」

御中小姓支配・御徒士支配・御物頭等ハ、御番頭之勤方ニて可唯知

但、配下ニて徒党かましく寄合願出候義、或、仲ヶ間突放シ等致  
候義、「皆上ヲ不恐致方ニて、追々、上威薄く相成候」、其上人々  
仲ヶ間突合六ヶ敷御座候へハ、「詔諛ニ風ヲ長し、士氣振ひ不申  
候、此上も無き大弊と被存候、人ハ少し一國ヲ申候様成気分も無  
之候てハ、役ニハ立ぬものニ御座候、此弊御除不被成候てハ、御  
法も立不申候」、扱此風之起りハ、支配ニ威權無之と配下ニ親し  
からざるとニ可有之候、威權なきゆへ下ニも我俣ヲ申親しからさ  
る故ニ、一寸異見申聞候て済たるも、同勤へ相頼為取扱候間、同  
勤ハ担当致候、癖付何とか申候へハ、仲ヶ間相断るの引ッこませ  
るのと申様成、上之御人ヲ我俣ニ取扱候て、上ヲ不立候事を  
仕出し候様ニ相成候、配下右様之義有之取繕方不行届候ハ、監  
察方ニて取調、両三度ニ及候ハ、配下取縮不念之目ヲ以、支配  
ヲ御免ニ仰付、度々頭立候族ヲ重キ御咎ニ被 仰付候ハ、此風  
改り可申候

都て右之通任セ置候て、又新ニ役成之節ニハ、其役勤方工夫ヲ申述  
サセ、其通ニて可然義ハ取計わセ、御覽被成候て、其切之成不成ニ  
て褒貶ヲ致し候ハ、古く聖人之良法ニて、書経ニ敷奏「以言、明試  
以功、三載考績、三考黜陟幽明」と有之候、敷奏以言とハ、役義被  
仰付候節、銘々取計方の見込遂、上ニ申述取計事ニ御座候、明試以  
功とハ、御させ御覽被成候て、弥申上候通ニ相行ハれ候哉と申義、  
御僉索する事ニ御座候、乍然、其行届不行届ハ急ニハ相分兼候間、



三年目〱に吟味仕候て、三度吟味致し候上ニて幽と申候て、手柄之分明ならざるものハしりそけ、明と申て手柄の顕然たるものハ、立身さすると申義ニ御座候、是役人を取扱候大法ニ御座候、然る處、後世此義ニ暗く、町方・在方鎖細之事迄も老衆ニて「御差凶足輕、<sup>〔宋筆〕</sup>斯役の差引まで御苦勞被成候て、界褒鎖、狼大鉢ヲ失候」と申て、古分あまりいやしきに、簡役柄不相成之事と申量候、又「賢者知其大者」<sup>〔宋筆〕</sup>とも申て、「大臣たる人ハ人撰と事の理非ヲ判断して大綱ヲ挙るニあり」、其他ハ、監察ニ功罪ヲ調させ、其当否ヲ見分ケ、人を働かせ候處へ目ヲ付候義、肝要と承り及申候

一 御目付の任を重くすると申ハ、目付役と申者ハ風憲と申候て、風ハ風義、憲ハ法度にて、「風義・法度を取締候役義」之由、外ニてハ、大概目付の上ニ大目付有之、家老衆其外重立候役人御政事之依怙等無之様取調、御目付ハ御家中・諸士之風俗ヲ始、諸法度破れ不申様取締、目付方ニて取調候義ハ、是非表立候格之御定多キ様ニ承申候、又下ニ鎖細之取調立合等ハ、御徒目付・下目付等夫々持寄あるへきハ勿論之事ニ候、然處 御当家ニてハ、大目付不被差置候間、右大目付持寄御政務之監察も、御目付ニて不被成候てハ不相成、御振合被承候間、御目付別て御太切之御役ニ御座候、乍去、又々輕キ小人之差行、大工・職人等之遣ひ方等迄モ御立合被成事故、却て御役威輕く相成事ニ、案多メニ相成、本職之風憲之方手薄ニ可相成被存候、風憲破れ候てハ、政ハ立不申候間、御目付之任を重くするを以、紀綱第一と申義ニ御座候、都て

其国の取締宜敷と不宜とハ、目付職の威光の有と無とにて、大概外ニ不承共相知れ候事之由承及申候、扱其任を致方ハ、外ニハ無之上ニて、目付役申出候事ハ、潰されぬもの、又目付役をも働候ものハ、不平や私ハ致さぬもの、我意杯申募らぬものと被成置、若万一不公我意之振廻も有之候ハ、嚴重ニ御答被仰付と申程ニ廉立候職分ニ極置候へハ、自然と重く相成候、乍去、右之通鎖末之事迄も世話致し、諸方之肝喫之様ニてハ、矢張威光ハ衰へ申候間、御目付役と申ものハ、清簡ニ有之度候、扱其清簡ニ被成候ニハ、夫々掛りを御分ち被成候へてハ參兼候と被存候、其分ち方ハ是御目付方計ニも不限、諸役共引受分ち不申候へてハ、理立不申候、筆頭耆人、御政事取締之方え計退切、御老衆始諸奉行、諸頭取計之得失ヲ相考、諸願・諸伺等之差図等引請、御政事評義之節も立合可申候、其訳兩人計ハ、御家中之風義、諸法令之行れ候か不行敷、文武等之勤、怠勤向之精・不精ニ至迄取調、風義不宜もの、法令不用もの取調、文武を怠り、勤向身ニ入れず、風宜不宜ものハ、早速及言上候様有之度候、尤下ニ取調等之義、自分も心つけ可申ハ勿論ニ候へ共、耆人や式人ニて行届候義ニハ無之候間、下目付を手先ニ致し取調させ可申候、少く之事たり共、此人之耳目ニふれ候てハ、内ニてハ不相濟と申程ニ有之度候、<sup>善事の取調ハ、猶更之義ニ御座候、</sup>其訳兩人計ハ、是迄御目付方ニて被成米候諸立合、諸受取、諸改物之類、鎖細之事共御引受可然候尤吟味役と申もの有之候間、受取物等之改ハ、<sup>御目付掛り合不申候ても可然哉ニ奉存候、</sup>下目付も右御目付へ、割付取締方・雑用方相分、取締之方へ掛り之ものハ、御家中・町方風

義法令ニかゝり候義、善悪共取調、風聞迄も書付ニ致し、取締方御目付へ差出可申候、乍然、軽きもの、義ハ了簡も無之、間違も難計候間、強ちニ夫のミニテ賞罰を定候様ニてハ、間違出来可仕候間、猶其上実否御糺之上、善悪共弥紛れ無之處ニて、以書付御老衆へ相達候へハ、筆頭御目付へ御下ケ、御徒士目付ヲ以御穿撃、双方突合候上、御賞罰可被仰出候、若賞罪ニ拘り候程之義ニも無之事ハ、人々姓名帳面ニいたし置、善悪共其度々ニ、名前之上ニ相記置、其人進退之節見合指引有之候へハ、御目付之權重々可相成候

但、右之通〔宋筆〕御目付ニ權付候へハ、御法度等之義ハ成丈簡ニ無之てハ差支申候、細目く不目懸、大綱へ心付候て、諸士之風いちげざる様、諸事大まか之事を無造作ニ、手ばしこく致させ候義、肝要ニ御座候、唯大綱ヲ間違候ハ、決て見逃す間敷と申様ニ有之度候

御徒目付ハ、御取締之義相心得、筆頭御目付之手先たるへく、時宜ニ寄候て、直ニ言上も仕候様ニ被仰付可然哉、承候へハ、御徒目付竈廻之義ハ、御先代様深キ思召有之、御家中平日暮方、奢侈貧福等不時ニ見廻リ、見聞之趣言上も仕候為之由、是ハ誠ニ御良法ニ被存候、弥最初之御趣意之通、行届候様被 仰付可然義と被存候、唯定日有候之庭へ参り、竈廻リ之由断候のミニテハ無詮事ニ御座候但、御目付筋之役ハ、殊更都て私之懇意等ヲ以、取計等之義有之候ハ、早速御引替不被成候てハ不相成候事と承り及申候

御目付も、矢張取締方御目付御手筋ニ被成置、農業の勤怠、風俗之善悪等御目付へ相達、郷方役人之世話届か不届か之取調可然候、尤〔傳〕輕突之義ハ、郷方下役取締掛リ之もの共ニ取押可申事と被存候、外ハ餘リ苛刻ハ不宜候へ共、博奕ハ百悪之媒ニ候間、嚴敷方宜御座候、乍然、〔宋筆〕「唯悪事ヲ見出し候計ニてハ、下方勤之不申候間、孝悌力田等之義専ら」取調申立候様、可被仰付事かと被存候

〔宋筆〕「扱其躰ハ、諸事共ニ取締不申候てハ不参ものニ御座候へ共」、其中ニも右兩條、尤肝要可存候、右行ハれ候ハ、御老衆ニて大綱を御定リ、細務ニハ御構無之、〔宋筆〕「衆智を集め候て遣ひ候を趣意と被成候様有之度候、下」存よりを申出候を、御用無之のミならず、唯御自身之思召計ヲ御立被成候へハ、下ハ存よりハ不申、〔宋筆〕「唯上」え計もたれ候様ニ相成事ニ御座候、善與人同舎已従人と申ハ、聖人の被成方ニて、自分之思ひ付も宜敷、人之思ひ付も宜敷候て、何れヲ用ひ候ても宜敷時ハ、自分之思ひ付ハ捨て、人之よき存念を出し、御引立ニ相成候間、無此上善事ニ相成候と申事之由、人の上へ御立被成候御人ハ、人之存よりを出させ候様ニくと御工夫肝要ニ御座候、乍然、餘り上ニて見掛高く、物事おつからニ被成候てハ、人も申出兼候間、〔宋筆〕「是又無造作ニ手バしこく快活ニ簡易ヲ御示し、諂諛の風ヲ改させ、快活成人ヲ大勢御拔被成候ハ、御存立候人も、追々出来可申、左様無之てハ、御仕方ニ色々御苦勞被成候ても、皆末事ニて行れ不申候」、文武之政希、在方□、其人存、則其政御挙、其人亡則、其政息と有之候間、人ヲ拔候義、政務之第一と承り及申候

右は大略ニ御座候

〔以下、長島の書き込み〕

〔石、天保十三閏寅年六月、藤森弘庵先生江戸勤番之節、御老衆

御尋ニ付、認上候書付〔宋筆〕「也」、猶又、土浦表御用之趣〔藤森氏ヲ〕「〇」江

戸〔干時、江戸上リ被下土浦ニテ〕被召帰、再御老鈴木内匠殿御尋ニ付〔即刻〕「〇」草稿之由、

尤此書付之趣ヲ以被行候哉如何、其義ハ存不申候、仮令、不被行

候共、此書付之趣ハ、革弊之補益少からざる義と存候間、一覽之

砌、多く写置候畢〔宋筆〕「竊云、此書付之趣不被相行候て、外ニ仕法ハあるましく、是ヲ不行ハ遺憾と可申也」

天保十四癸卯年五月二日 長嶋尉信

〔武番〕〔宋筆〕  
寅年七月、被相量ニ付認指出候

御儒者 藤森恭助申立之写

一文武之義、御代々様追々被 仰出も有之、殊ニ

大殿様厚思召ヲ以、土浦表学問所御建直ニ相成、其後引継キ御世話

も有之、江戸表逆も、追々被 仰出も有之義ニ候へハ、銘々其覚悟

も可有之、親兄等も厚く心を用、幼少々出精致候様可申付ハ勿論之

處、若輩之中ニハ文武ニ怠り、徒ニ日を送り、成長ニ随ヒ酒食ニふけ

り候様も有之哉ニ被聞召、不屈ニ思召候、依之御成御目見相願候共、

大学・論語素読不相濟候てハ、御目見被 仰付間敷候被召出義ハ、

同書素読相濟、武芸ニも罷出候上可被召出由御沙汰ニ候

但、幼年家督之もの、別以差略可有之候、且土浦之義ハ、此度文武

合并稽古所被 仰付候事故、掛リニて相改、両様共可有出候、江戸表之義ハ、追々御取立ニ相成候迄ハ、其師範方ニて有出可申候

一是迄親勤仕手数無之候へハ、家督之節減祿被 仰付候処、以来ハ

再按ニ 家督人講解一通出来、文章も可也ニ働キ候哉、兵学・武

術之内、一芸免許之業出来候ハ、減祿被 仰付間敷候、

此書目 相除キ 候方可然 次・三男ハ 御目見被 仰付、御家中へ養子ニ遣候共、

御目見相濟候様ニ取扱、同様減祿も被 仰付間敷候、尤文学は人

道之本務ニて、人々心掛可申義ニ候、別て大身之面々、脩学疎ニ

仕間敷候

一音信贈答之義、是迄度々被 仰出も有之候へ共、免角相ゆるミ、

手張候て、一統の為不宜思召候間、御禁止可被 仰出思召候處、

近親ハ無擔義ニ候間、以来左候通相心得候様ニ被 仰出候

一吉凶重立候節、音信・贈答致候ニて不苦近親左之通、親子・兄弟・

祖父母孫・曾父母・曾孫・伯叔父母・甥姪・甥舅、外ハ本来同姓

并他人も存居候程之思義有之ものハ、近親同様音信致候趣、前以

御目付へ断置可申候、尤仕官役義等推挙ニ願候敷、動向ニて世話

ニ相成候類ハ、御奉公勤之義ニ付、私恩を可申動ハ無之候間、堅

無用之事、右之外ハ、たとひ別懇たり共、吉凶并時候見舞等音

信・贈答堅可為無用、唯懇意之ものへ、庭前之菓又ハ菜園之品等

相贈候義ハ不苦、尤近親たり共、贈物成丈省略致し、懇勲ヲ無し

候迄ニ可致候、三百石以上たり共、銀一兩位ニ過へからず、其以

下ハ分限ニ応し、成丈減少可致候、他藩親類も兼々申談置、右ニ

准可申候、同藩中之義ハ、会所ニテ銀子切手為拵置候間、右ニテ贈答可致候、親子兄弟ハ廉立候音信ニ無之、不目立様有合之酒金等相贈候義勝手次第、其外親類は、酒肴相贈候義、有合たり共可為無用、右病人見舞ハ、少々之食物相贈候義不苦候、但、死喪之節、萬一喪之困窮ニ付、近親又ハ別懇之ものを為助力贈物致候義ハ勝手次第ニ候ヘ共、金式百疋以上之贈物ハ、受候ものハ御目付迄一通可被申聞候、且死者へ格別懇意之ものハ、生花或線香料等相贈候義心次第之事、外香奠等ハ決て可為無用候

一 重立之吉凶ハ、前髮執・婚姻・喪事・昇進・御加増・家督跡式・養子引取・神事・出産并男子初子出生等之事

一 並々、役替・出産・贈別・着帯・式度目以後之出産・初轍・初雛・髮置・袴着・帶物・鉄漿・初袖留・留守見舞・□中身廻之類ハ省略可致候

一 師匠々々へ付届制外たりといへ共、吉凶等之義ハ、右ニ准可申候

一 都て上役・同役へ不依、何事贈物一切致間敷候、古役又ハ師匠番相願候ニ付、世話受候共、勤向之義ニテ可致音信節無之候間、酒肴ハ不及申、少々之品たり共、贈物一切可為無用事

一 寺院・百姓・丁人共、其年勤役々々音信旧来付届致成候向も一統申合、決て受納致間敷候、若辞退成難義ニ候ハ、同役へも申談、伺之上可任差図候、萬一心得違内々ニテ受置、外ハ相知れ候ハ、可為越度候

一 衣服之義、上下之差別ヲ相分ち候義大切ニ付、上下ニテ品柄も差

別可有之義ニハ候ヘ共、一統奢侈之風ヲ御改度被 思召候上ハ、御省略中ハ綿服相用候様ニ被 仰出候、右ニ付てハ、上下之差別不相分様可相成被思召候間、左之通可任旨被 仰出候

御役人以上、平日肩衣相用可申、木綿・麻・絹・綸子之類、不目立品取交不苦、但、在出之節、割羽織相用候義勝手次第、絹裏不苦、夏ハ麻・絹勝手次第

御中小姓以上、平日割羽織相用可申候、絹裏不苦、単ニテ相用候義勝手次第、夏ハ麻・絹取交候義勝手次第

無足人御徒以上、平日丸羽織・木綿・麻・絞付・無絞付勝手次第、胴裏ハ、ち々絹有合候ハ相用不苦、野服ニテ在出致候節、割羽織・木綿單たるへき事

小役人以下、羽織着用致候ハ、木綿・麻・無存、単ニ限候事、割羽織ハ無用之事

一 平日在江戸共、上着木綿相用可申、江戸表之義ハ、他藩えも相揃候ニ付、外出之節計不目立絹物、木綿へ取交相用候義不苦、乍然御時節柄、旁質素之風ニ御役被成候思召ニ候間、銘々得被相心得、花美ニ不相成候様可被心懸候、下着計ハ徒士以上、軽キ絹物有合候ハ、相用候義御用捨、其以下ハ六十才以上、又ハ病人等ニテ相用候義ニ不苦候ヘ共、兼て其以上目付へ斷置可申候

但、古人五十歳以上絹を着候義ハ、絹之外麻計之内着ニ候、當時ハ木綿有之候間、六十才以上絹物御用捨被成候

一 熨斗目之義、格式之もの年始御札申上候節計相用、其外不殘御年

限中、木綿服相用可申、尤熨斗目以下ハ、格式之年始共綿服不苦候様、於御在所ハ、御名代諸出役等迄上着綿服ニ限るへし、他領へ出役も木綿ニて不苦、公辺格別之御用向、又ハ他方御使之節、絹物着用無之て難叶節ハ、其節々相伺可任差凶候事

一 小役人以下、上下着用之節、衣服木綿、無紋或縞ニても有合次第不苦、紋付不苦義勿論ニ候へ共、黒紋付ハ是迄御制禁之事

一 隱居医は制外たりといへ共、成丈質素之服相用可申候

一 徒士以上、拝領之品羽二重・縮緬等之御衣類、茶宇精好、仙台平等之御袴類、絹構之御品御在所ニおゐてハ着用致間敷候、公辺御用向、又ハ他方御使は、着用無之て不相成節、并江戸在番・江戸在番立婦先ニて、外出之節等相用候義ハ不苦候へ共、拝領之外ハ成丈質素之品相用可申候

一 平日在江戸共、御役人たり共、袴ハ棧留ニ限るへし、夏、川越平相用不苦、御役人以下ハ、葛麻之類、棧留單たるへし、小役人ハ夏冬共、袴木綿之事

一 婦女之衣類、親夫之格ニ准し可申義ハ勿論ニ候へ共、徒士以上之婦女、親夫麻上下着用程之式立候節ハ、軽キ染帷子・染小袖有合之品相用不苦、帯ハ鈍子<sup>綴</sup>・縞子・厚板之類、是又有合之品不苦、天鷲絨・毛織之類其外金綿入織物之類、腰帶たり共可為無用、無足人婦女同断之節、袖太織・晒布・縮之類、帯ハ八丈縮緬之類不苦、小役人以下婦女、木綿ニ限るへし、帯ハ式立候節計、大織之位有合之品ハ、相用不苦、平日ハ、決て不相成事ニ候

一 帯ハ平日無足人以上不自立絹物相用不苦、婦女之義も右ニ准候へ共、無足人ハ有合たり共、八丈織之類ニ不被過事

一 幼少之ものたり共、五才以上親之格服ニ可准

一 小役人以下、裏付雪踏・さし下駄<sup>并</sup>皮緒可為無用事

一 中間・小もの、衣類、染色ニ候ハ、淺黄、其外ハ縞木綿ニ限候事、右きもの藁・竹・皮ニ可限事

一 飲食之義、度々被仰出有之候へ共、兎角於御在所表ハ、寄合振廻等不相志向有之哉ニ被聞召、不届思召候、乍然、吉凶其外無據義も有之間、以来左之通可仕旨被仰出候

一 式立候節、相招不苦候、近親左之通

親子・兄弟・祖父母孫・曾祖父母孫・伯叔父母甥姪・甥舅、外ハ本来同姓婚姻之節媒

右之通、統無之ものハ懇意たり共、一切相招候義可及無用、若右之繼有之候共、餘り多人数ニ候ハ、可有差略候事、婚姻之節、近親無之ものハ、懇意之もの一兩人相招候義不苦、尤右ニ付、客相招候ハ、前日御目付へ明日客相招候段相断可申候、様子為見届、御目付不時ニ可差遣候、出役之義ニ候間、酒食等ハ勿論、茶菓子たり共差出候義、堅可為無用、茶・多葉粉盆計指出可申候、若酒食指出候段、外ハ相相候ハ、双方可為越度事

一 右之節、三役以上一汁三菜・吸物一・肴二種、御役人以上一汁二菜・吸物一・軽キ肴二種、諸士以上一汁二菜・吸物一・肴一種、無足人一汁一菜、吸物、軽キ肴一種たるへし、小役人以下一汁一



菜、肴一種之外可為無用候、何れも乱醉無之様相心得、扱々同時  
ニ過へからさる事

一 重立候祝事之外ハ、都て客相招候義可為無用

一年始之義ハ、格別ニ候間、各々近祝ハ於勝手、屠蘇取、肴ニて相  
祝候義ハ不苦、酒宴何如申遣義有之間敷事、右近祝之外ハ同役た  
り共、多葉粉益・茶・熨斗ハかりニて、一切酒出し申間敷候

一新役被 仰付、或ハ新規被 召出候節、同役同席相招候義、一切  
可為無用候、役筋ニ寄、師匠番相立、伝達請候共、酒食指出候義、

何ニ可為無用候、都て勤筋ニて振廻ケ間敷義有之間敷候、若時刻  
ニ相成候ハ、掛合湯漬差出候ハ不苦、老汁一菜ニ可限、有合野  
菜之類可然候、馳走ケ間敷取調候ハ不宜候間、若心得違有之候ハ  
、師匠番ハ敷敷相断可申候

一 都て御用ニ付、寄合候節、酒肴ハ勿論、茶菓子たり共差出候義、  
堅無用、若時刻ニ及候ハ、掛合之湯漬差出候義ハ不苦

一 於面々、宅寄合酒食相催候義、可為無用、銘々自分為保養候酒相  
用候義ハ、勝手次第之事ニ候へ共、夫以家内計ニても、酒宴かま  
しき義致間敷候、平日一通之来客一切酒出し申間敷候、時刻ニ及  
ひ掛合之湯漬差出候共、馳走かましき義可為無用候、但、師匠・  
醫師・世人、又ハ遠方々たまさかの来客、文武藝術之相談ニハ及  
時刻、食事差出候節、品ニより酒差出候共、有合候肴・野菜類、  
何ニても手輕之品、二・三種ニ限候事、且文武心懸、同席ニ馳在  
候もの取持相手致候義ハ不苦

一 同席同勤中、酒食ニて寄合候義、度々被 仰出有之候処、御在所  
表ニてハ、今以不相止向も有之哉ニ被 聞召、心得違之義思召、

向後飲食等ニて相集候義、決て致間敷候、若相寄飲食等致候様子  
ニ候ハ、御徒目付・下目付不時ニ罷越相尋可申候、たとひ飲食

ニ無之共、同席中一統寄合申談等致候中ニハ、上を不輕致方ニ  
相聞候様成義も、出来不宜候、以来最寄ニて、四・五人ツ、組合  
相立置、一統不申談候て難相成筋有之候ハ、其内長身之在計相寄  
可申談候

一 御在所表、自然在出等致候節、腰弁当持參、於町在店ニて猥ニ不  
可致飲食事

一 御殿向諸番所御番人酒肴持參ハ勿論、諸詰所ニおゐて弁当・酒等  
之義、内々たり共敷敷禁止之事、若右躰之義相聞候ハ、御目付  
早速罷越相改可申、当人ハ勿論、其由ニ有合候内、頭立候もの越  
度候事

一 諸稽古免許之節、師匠相招御定位之膳部ニて、酒振舞候義心次第、  
高弟之内世話受候もの一人取持相招候共不苦、但、前日御目付へ  
可相達候

一 諸藝古・初酒肴相祝候義、一切無用之事、但、免許目録等差許候  
節、神酒之式有之候ハ、冷酒三献切熨斗ニて可相祝候

一 諸祭礼、初午等ニハ氏神へ赤飯等相備候義ハ格別、所々へ配候義  
ハ可為無用、右之節、氏子共まで及飲食候義、是又堅無用之事

一新葬之節、親類又ハ懇意ニて世話致候ハ、及時刻懸合、湯漬之

外、酒肴指出候義、一切禁止之事

一御用達金主共罷越候節、於役方酒飯差出候義ハ、無把義ニ候へ共、是又可成丈手輕之可致事

一婚姻之義ハ、人道之始ニテ大切之義ニハ候へ共、御時節柄之義ニ

候節、成丈差略可有之候、大概「何以上諸納、何三位、何以上、

何三位媒人之会酌何以上、何三位、侍女房会酌、何三位、賀入養

子等右ニ准可申と比問ハ、可認人」程可問兼候間、闕置供達駕・長

刀・挾箱等之定道具等之定候ハ、規式可有之候へ共、不案内故差

略致方認兼候間略之、御斟酌御書加可被下候

此上双方相談相略候義ハ勝手次第

一初職・初雛等御省略中ハ、成丈質素たるへく候、座敷職、絹・木

綿ニ可限、縮緬類ハ無用、外職ハ不殘紙職相用用可申候、是迄有

合成候分ハ不苦

一喪之事ハ悲痛之至リ、<sup>〔哀〕</sup>衰慕之心ヲ尽候義第一ニテ、父母之忌中ハ

猶更之義ニ候、父母之恩義無限事ニハ候へ共、三年ハ別て父母之

懐ニ養育せられ、<sup>〔成〕</sup>盛長ニ及候事故、三年ハ別て悲痛も深く可有之

筋ニ付、古人父母之喪ハ三年と定置れ候へハ、銘々此心入可有之

義ニ候、乍然、当時之御制度ニハ無之候間、せめて御定之五十日

ハ悲痛之心ヲ尽し、其後御定も有之事故、無摠初向ニテ忌 御免、

或ハ五十日過候て勤ニ罷出候共、御定之服中十三ヶ月ハ、勤用之

外、諸事深く相慎居可申事ニ候処、中ニハ心得違、服中と申ハ神

事ニかゝらざるのミの様ニ心得候もの有之、或ハ新喪之節、大勢

寄集及酒食、或ハ忌明ニテ人集致候事、酒食等振廻候義、実ニ重

客共不忍義可有之候処、中ニハ心得違之面々も有之候ニ相聞候、

向後忌中ハ不及申、服中慎第一たるへし、若右様之心得違相聞候

ハ、急度御沙汰可有之

一棺之制、<sup>〔朱筆〕</sup>是ハ御定可有之候へ共、先規之義、相分兼候間、不認

入

一挑灯為持候數 <sup>〔朱筆〕</sup>「同断」

一寺へ布施之定、<sup>〔朱筆〕</sup>「新喪」并年廻神事法会共、但、法会之義、旦那寺

へ相応之贈物致候義ハ格別、寺僧相招、又ハ近親会集食事等致候

義、可為無用、初七日ハ勿論、一周忌以後、父母之祥忌日等ハ、

別て大切之義ニ候間、分限相応之異服相備、終身誠ヲ尽候義可為

本意候へ共、葬送法事之節、出僧之多少、布施之厚薄ニより、死

者之功德ニ相成不相成被申訳ハ、決て無之事ニ付、棺中取納之義、

後悔無之様心ヲ尽、其餘ハ可致省略候、僧家と俗家とハ、其道別

成ものニ候間、其節ニ相なつミ申間敷候、<sup>〔朱筆〕</sup>「御在所表寺方之義、

布施之厚薄ニより、町人・百姓たり共、本供等ニテ速ニ出、役人

又ハ士人ニても代僧差出候類、金子ニテ内々御法度之院居士号付

候類、或ハ葬地代として金を貪り、或出水中ニテ葬地等之代多分

ニ申合、葬送之出先へ向ひ、彼是掛合不相決、及延引候類、或差

掛リ布施をねたり候類、町在ハ不及申屋敷ニも有之哉ニ候、是ハ

甚敷悪風俗、尤僧徒ニ不似合義ニ候間、嚴敷御定法御立、寺々へ

被 仰渡、先例等申立之義御禁止可然奉存候

○火葬之義、思召ヲ以嚴敷御制禁有之度義ニ御座候」

一不幸之節手伝罷越候義、親類或無據誤合有之者、門人又ハ別懇之  
もの、難去義ニ候ヘ共、餘リ多人数ニテハ、却て及混雜候間申合、  
七・八人或拾人位ニ不可過、喪主ハ、悲哀之内ニテ難行届義ハ勿  
論ニ候間、手伝ニハ実意ヲ以取扱、喪家無用之費無之御定之節、  
心得違無之様心付取計可申候、出棺前後之内、御徒目付見廻可申  
候間、其節手伝人誰ト申義、相断可申候

一新葬之節、死者ハ分限ニ随ヒ、飲食厚ク相備候義ハ心次第ニ候ヘ  
共、手伝或ハ供之ものへ酒為給候義ハ、有合たり共禁止之事、若  
時刻ニ及び掛合之湯漬差出候共、取込之事ニ候間、一汁香之物之  
外可為無用候、但、中ニハ心得違、唐茶杯と相唱、茶碗等ニテ内  
々振廻候義も有之哉ニ候ヘ共、酒ハ飲ヲ合セ候ものニテ、喪之も  
の家内悲痛ヲ尽申候ニ付、懇意ニテ罷越世話致候上ハ、共々ニ哀傷  
之心可有之事ニ候間、互ニ悲哀之心ヲ失ひ候ニ相当、不慎之第一ニ  
候、主客共心得違無之様可致候

一供人之義ハ、其身之格式ニよるヘシ、但、葬主之外子之分、役人  
ニても供致不苦、其外忌かゝりの目下之もの、分家由緒之ものも  
不苦、其外ハ宅或寺へ罷越、焼香致候義ハ勝手次第、馬駕ニテ供  
致候義ハ無用たるヘシ

此度、諸事御省略被遊候ニ付、御年限中御在所御規定、右之通被  
仰出候、銘々急度相守、無用之雜費ヲ省キ、文武相勵、永く武備不  
欠様可被心懸候、若心得違御定ヲ相背キ、奢ニ流れ、風俗ヲ貶候輩

ハ、嚴重可被 仰付御沙汰ニ候

〔江戶表ハ〕

右之通、此度御在所御規定被仰出候、江戶表之義ハ定府たり共、  
在番先同様之義候間、別以御定不被仰出候、其以、面々相心得質  
素ニ可仕候、衣服等之義ハ、外藩ニも相揃候事故、外出之節等ハ、  
是迄之通御用捨有之義ニハ候ヘ共、一体風俗質素ニ御復シ被成候  
思召候間、銘々心懸花美ニ相添合不申候様可被心懸候」

〔宋筆〕寅八月中被相尋候条認差出候徒罪之ケ条

徒罪之義御尋ニ付、愚存荒増左ニ認入御覽候

徒罪古くハ周礼ニ相見ヘ、漢以下ニ而ハ五刑之一ニテ御坐候、周礼

〔秋官〕司冠職ニ相見候處、兩様有之候、其一ハ、以圜土聚教罷

〔宋筆〕

民、凡害人者、實之圜土而施職事焉、以明刑耻之、其能改

者、反于中国不齒三年、其不能改而出圜土者殺之、右周

礼の文にて、其意ハ圜土とハ窄圜の手広なるものにて、罷民とハ俗

ニ云なまけ、ねぢけもの、ろくでなし杯之類ニ御坐候、扱右之もの

乱酒等ニテ人に創付ねたり、ゆすり、訴訟之腰押、切物三昧、又ハ

〔傳〕はくち等相すゝめ候て、人の害ニ相成悪事を仕出し候ヘ共、強盜、

人殺等の重罪ニハ無之候ヘ者ハ、一處ニあつめ置教ヘ候て、善人と

なしきこふ義ニテ、手広成窄圜ヲ出来、其中ヘ入置、昼ハ色々の役

ニ遣ひ、夜ハ又其圍の中へ入置、大キ成札ニ其者の罪之次第を書付、是を提させ恥しめ申候、其上よく改候へハ、元之百姓ニ御戻し被成候、併、百姓ニ戻り候上ニも、三年人間ハ人並之突合ハ不相成、吉凶其外寄合之席へも罷越候義不相成候、若辛抱出来兼拵拔致候へハ、死罪ニ被仰付と申義ニ御坐候、其一ハ、〔宋筆〕以嘉石平罷民、凡万民之有罪過而、未麗於法而害州里者、〔ツカカ〕挫搢而坐、〔シテ〕諸嘉石、〔メ〕役諸司空、〔コト〕重罪旬有三日坐、〔ス〕碁役、〔ハ〕其次九日坐、〔メ〕九月役、〔ス〕其次七月坐、〔ハ〕七月役、〔ス〕其次五月坐、〔ハ〕五月役、〔ス〕其次下罪三日坐、〔セシメ〕三月役、〔ス〕使州里任之、〔レ〕則宥而舍之、〔ユル〕被有之候、其意ハ嘉石と申て、外朝の門の左に有之候さらしものを差置處有之、〔レ〕扱右之なまけ、ねちけ、ろくてなしの類、平生あハれ、人を悔り、或ハ乱酒、或頑ニて、公事訴訟ヲ好ミ、ミたり成事を申ちらし、未是被申罪も不仕出候ても、風俗ヲ敗り、人氣ヲさハかし、村々の為ニ不相成ものハ、首かせ・手かせをはめ、さらし場へすハラセ置、其上ニて作事方へ引渡宜敷遣ひ申候、其悪敷次第ニより十三日さらし丸一ヶ年遣ひ候令、段々三日さらし三月遣ひまで五通の御定有之、其上ニて同村のもの分願出させ、以後相愼せ可申と請合候てゆるし遣候義ニ御坐候、但、右何事も申付候時ハ、何々之咎之趣申渡、叱り候て、たゞきの上ニて罪あるものハ冠并平世之衣服ヲ剥取〔古ハ庶人も平日、冠ヲ用ひ申候〕、黒キ頭巾様之ものヲ被

せ、人足ニ遣ひ申候、上罪ハ三年、中ハ貳年、下ハ壹年にしてゆるし候由、尤婦人ハ、春稿とて上の稲の干かひしを為致候

漢・唐以下ニ当ハ、徒罪ハ五刑之一ニ御坐候、五刑とハ笞杖流死ニ御坐候由

笞ハ恥しむると云心持ニて、凡て罪過の小成ものハ、十令五十迄の次弟有之事ニ御坐候、古ハ竹ニてたゞき候間、笞と申候へ共、後世ハ木の杖ニてたゞき申候、打たゞき恥かして改させんとの心ニ御坐候

杖ハ持て打たゞくといふ心ニて、数六十令百迄の次弟有之、いたためてこらす心持ニ御坐候

徒ハ奴とて、下部ヤツコノ事、彼方ニてハ下部奴と申ものハ、平人令ハ殊之外下り候間、恥しむる心ニてたゞきの上、昼ハ人足仲間ノ代りニ遣ひ、夜ハ圍ひの中へ入置事周礼の如し、又漢ニハ別ニ髡とて、髪ヲきる罪有之を、文帝の時分城旦舂とて、每朝城内の掃除をさせ、或ハ米ヲ搗せ、追々軽くして五年にしてゆるし候法も有之候

流ハ今の嶋流しの事也  
死ハ今の死罪也

右を五刑と申候、尤有爵とて士以上のもの并百姓・町人ニても七十以上并八歳以下のものハ、徒罪ニ不仕候、明朝の制ハ、七十以上十五以下并かたわ等ハ、嶋流令輕キ罪ハ過料ニて相濟せ申候由徒罪の荒増右之通ニ御坐候、当時 公辺ニてもたゞき・入墨之上ニ

徒罪有之様ニ奉存候、近年諸藩ニテ徒罪御仕初被成候所も有之候、是ハ如何之仕方ニ御坐候哉、未審ニ承不申候へ共、先ハ当所ニテた、〔宋筆〕是ハ承違也、後ニ承候へハ、た、きの刑あると也、夫ニテハ、き〔宋筆〕此處差引可合也、追而可考の刑無之、直ニ徒罪ニ被成候事ニ候ハ、〔宋筆〕此處差引可合也、追而可考年数等ニ付色々御差引可仕奉存候、依之右周札并五刑之趣ニ奉遣酌仕候て、愚案之荒増左ニ相記候

一 徒罪被仰付候ハ、先園土ニ擬し入置候場所ヲ出来、門ヲ付、朝

六ツ時開キ出候へハ、夕七半時不残入候ハ、夕切、取締宜敷

者ヲ部屋頭ニ被仰付置、門の出入ヲ改サセ可申候

一 鍋・釜貸渡、食事自分ニテ調可申候、昼食ハ腰弁当ニテ作事場へ

罷出候様可申付候

一 朝出候節、門ニテ簡札相渡、始終簡札ヲ腰ニ付させ可申、夕帰候

節、簡札取上、其外無簡札ニテミたりニ出入致させ間敷候、若無

簡札ニテ罷出候ハ、見掛次第取押、部ヤ頭へ引渡、嚴敷折鑑為

致こらしめ可申候、昼食ニ歸し候而ハ、出入度々ニ相成不宜候

一 外人ハ決て囲之中へ入れ申間敷候

一 囲之中金錢取扱之義可禁候

一 米・塩・薪・菜之内、米ハ上可被下候、其外ハ組合并宿元分為

送可然候、是ハ組合過料之代ニ候、乍然役人へ相断、送物部や頭

受取可遣、自分直ニ逢候義ハ不相成候事、菜も常々野菜之外煮た

る物造リ候義相禁可申候

一 酒ハ一切嚴禁可申候

一 元結切拂、月代不相成、茜頭巾為被可然候

一日数之義、罪之輕重ニより可申候、先三十日分五十日、七十日、

百日、百五十日、一年、二ヶ年、三ヶ年迄ニテ可然哉、三十日、

五十日、七十日ヲ答刑ニ当、百日、百五十日ヲ杖刑・墨刑ニ当、

一年以上ヲ真ノ徒罪ニ当、大概官府之刑法ニ御引当被仰付候ハ、

可然哉

一 牢拔致候もの、并捕手ヲ逃候もの、一段ツ、罪ヲ重く致し、何ヶ

年立候て罷帰候共、見掛次第御法之通可被仰付候、若其節妻子之

内名代ニ入牢仕候共、当人出候節牢拔之罪計ニ付、一通ニ可被仰

付候

一 同し罪、忒度・三度犯し候ハ、其度ニ一段ツ、重く可被仰付候

一 遣ひ方之義ハ、罪重キ程骨折候場所へ遣ひ可申候、其外ニても当

所平常之仲間之様子、甚ずるけ働不申候、アノ通ニ被成置候てハ、

なまけもの却て安心し居、一向懲しめニハ相成申間敷候、此等ハ

人を遣ひ候手筋之者、其心持ニテ工夫仕可然候

一 日数相済御赦免被仰付候共、吉凶共村付合三ヶ年之間ハ不相成趣、

当人并村役人へも嚴敷可被仰付候、三年相済村役人分伺之上御免

可被 仰付候

一 婦人之刑、遣ひ方別段御取極可然候

一 七十以上十五以下并かたわ之もの、過料ニテ為相済可申候

一 村役相勤候ものハ、徒罪被仰付間敷候、役義被召放可然

一 朔日・十五日ニおゆるし帰村可被仰付候、帰村致候ても、髪ヲ結

候事ハ不相成



一病氣ニ候ハ、村へ御下ケ、快氣次第残り日数可被仰付候、明朝の制ニて、病氣ニて下村致候へハ、快氣之上日数を相増候様相見候へ共、是ハ思召次第可然候、右ハ罪有之もの、徒罪ニ御坐候一なまげ百姓、又ハ乱酒等ニてあバレ、喧嘩ヲ好ミ候か、村中ニて人ニ理不尽ヲ申掛、人ヲ困らせ候義ヲ旨とし、風俗ヲミたり候ものハ、たとひ未是と申罪犯し不申共召捕、困之中へ入置、難義致させ後悔仕候て、相改候様こらしめて可然候、是ハ周礼嘉石の刑之心持ニ御坐候、乍然、さらしハ僧の女犯并極刑之外ハ、官府ニも無之事故、勘酌可有之事、唯三月・五月・七月・九月・一年と五段ニて可然哉、遣ひ方ハ罪人ハ少く斟酌可有之、農業不出精之もの杯ハ宜敷遣ひ、癖ヲ付候心持肝要ニ御坐候、是ハ塩・薪之類宿元ハ為差出、月毎相立候ハ、与合村役人等ニ、以後為相改候義為請合、御赦可被遣、被赦候ハ、直ニ付合も御免可然候、若不改候ハ、組合・村役人ニて意見ヲ加、猶不改候ハ、又々願出徒罪可被仰付候、若等閑ニ致置、上ハ重而召捕候ハ、其節之過料、代ニ村役人・組合ニて賄可然候、六十以上十五以下ハ御赦免之事

右、荒増ニ御坐候、猶委敷ハ被取扱候人々心持ニ可有之候

---

2004年8月31日発行（年1回発行）

城西経済学会誌 第31巻

（〒350-0295）埼玉県坂戸市けやき台1の1

© 編集兼 城西大学経済学会  
発行人

代表 小 淵 洋 一

（〒111-0032）東京都台東区浅草2-29-6

印刷所 株式会社外為印刷  
電話 03 (3844) 3855 (代)

---